



埼玉県発行

目次

規則

○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

告示

○新税務システム開発業務委託に係る随意契約に関する公示 (税務課)

○埼玉県青少年健全育成条例に基づき優良な図書 の 推奨 (青少年課)

○朝霞都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

○平成二十年度埼玉県准看護師試験 (保健医療政策課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示 ()

○警察車(無線警ら車)十二台に係る落札者の公示 (会計課)

○交通取締用四輪車(一般用)十台に係る落札者の公示 ()

○県道羽生栗橋線の道路の区域の変更 (行田県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

○埼玉県議会議員又は埼玉県知事 の 選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示 (選管委)

○埼玉県告示第千三百七十一号 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

購入等件名及び数量

新税務システム開発業務委託 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

2 随意契約の相手方を決定した日 平成20年9月1日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十八号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成十八年埼玉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「社団法人日本動物園水族館協会」の下に「(昭和四十年十一月二十二日に社団法人日本動物園水族館協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

購入等件名及び数量

新税務システム開発業務委託 一式

契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

随意契約の相手方を決定した日 平成20年9月1日

随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

契約金額 1,491,000,000円

契約の相手方を決定した手続

- 随意契約
7 入札の公告を行った日
平成20年4月11日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第千三百七十二号

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一一四三	乳幼児	ねえ あそぼ	まど・みちお	こぐま社
一一四四	同	くだもの なんだ	きうち かつ	福音館書店
一一四五	同	よじはん よじはん	ユン ソクチュン	福音館書店
一一四六	同	ぼっかり つきが だま したら	内田 麟太郎	文研出版
一一四七	同	みんなおなじ でも みんながう	奥井 一満	福音館書店
一一四八	小学校低学年	1ねん1くみ1ばんくい しんぼう	後藤 竜二	ポプラ社
一一四九	同	アップルパイたべてげん きになあれ	茂市 久美子	国土社
一一五〇	同	かさどろぼう	シビル・ウェッター ンハ	徳間書店
一一五一	同	じがけなかつたライオ ンのおうさま	マルティン・バルト シャイト	フレーベル 館

一一五二	小学校低学年	もうすぐママは星になる がんの母親とジェイミ	スー・ローソン	汐文社
一一五三	小学校中学年	彼岸花はきつねのかんざ し	朽木 祥	学習研究社
一一五四	同	ふたり★おなじ星のうえ で	谷川 俊太郎	東京書籍
一一五五	同	ネズミ父さん大ピンチ	ジェフリー・ガイ	徳間書店
一一五六	同	いのしし	前川 貴行	アリス館
一一五七	小学校高学年	川かますの夏	ユッタ・リヒター	主婦の友社
一一五八	同	がんばれヘンリーくん	ベバリー・クリアリ	学習研究社
一一五九	同	ふしぎな鳥の巣	鈴木 まもる	偕成社
一一六〇	同	ぼくらが作った「いじ め」の映画	今関 信子	佼成出版社
一一六一	同	マチルダばあやといたず らきょうだい	クリステイアナ・ブ ランド	あすなる書 房
一一六二	中学校	リバウンド	エリック・ウォルタ ーズ	福音館書店
一一六三	同	氷石	久保田 香里	くもん出版
一一六四	同	幸子の庭	本多 明	小峰書店
一一六五	同	いじめられっ子 ノラ	宗田 理	PHP研究 所
一一六六	同	ヒトラーのはじめたゲー ム	アンドレア・ウオー レン	あすなる書 房

一一六七	同	「ぼくの父さんは、自殺した。」—その一言を語れる今—	今西 乃子	そうえん社
一一六八	同	シェイクスピアの人間学	小田島 雄志	新日本出版
一一六九	同	バディ —たいせつな相棒—	V・M・ジョーンズ	PHP研究所
一一七〇	同	アントン —命の重さ—	エリザベート・ツェラー	主婦の友社

埼玉県告示第千三百七十三号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。
平成二十年十月十七日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百七十四号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。
平成二十年十月十七日

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
平成二十一年 二月二十二日 (日)	獨協大学(草加市学園町一番一号)

埼玉県知事 上田清司

二 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「施

行規則」という。)第二十三条に掲げる試験科目

三 受験資格

法第二十二條に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 受験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十一年一月九日(金)

午前九時三十分から午前十一時三十分及び午後一時から午後四時まで

埼玉県県民健康センター 三階中会議室(さいたま市浦和区仲町三丁目五番

一 号)

五 合格発表

平成二十一年三月九日(月) 午前十時から午後五時まで

埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前に掲示する。

埼玉県告示第千三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者

(変更前)

和光都市開発株式会社 代表取締役 松沼 省一

東京都千代田区富士見一丁目十一番二号
(変更後)

和光都市開発株式会社 代表取締役 西井 國夫

東京都千代田区富士見一丁目十一番二号

ハ 変更年月日

平成二十年五月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十年十月一日

二 縦覧期間

平成二十年十月十七日から平成二十一年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月十七日から平成二十一年二月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年五月十三日

指令杉整第一九〇二五二〇号

二 検査済証番号
平成二十年十月十日第四十七号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町東六丁目三三二八番一、三三二七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門二丁目一〇一一株式会社 ジャパンエナジー

代表取締役 松下 功夫

埼玉県告示第千三百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年八月十二日

指令杉整第二〇〇〇六九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月十日第四十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字内穴辺二〇一六、二〇一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番一 一 号

一 建設株式会社

代表取締役 小泉 公善

埼玉県告示第千三百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

川越観光自動車株式会社

取締役社長 吉田 實彦

ロ 敷地の位置

比企郡滑川町大字羽尾字両家

三八九七番地一 外三筆

ハ 建築物の用途

自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十年十月二十九日(水)午後三時から

三 意見の聴取の場所

比企郡滑川町大字羽尾一〇九八番地

一 羽尾一区集会所

埼玉県告示第千三百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 購入等件名及び数量

警察車(無線警ら車) 12台

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

調達担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <p>3 落札者を決定した日
平成20年9月5日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所
埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県
さいたま市中央区下落合6丁目1番18号</p> <p>5 落札金額
47,250,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札</p> | <p>7 入札の公告を行った日
平成20年7月18日</p> <p>埼玉県告示第千三百八十号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十年十月十七日
埼玉県知事 上田 清司</p> | <p>1 購入等件名及び数量
交通取締用四輪車(一般用) 10台</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</p> <p>3 落札者を決定した日
平成20年9月5日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所</p> | <p>埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県
さいたま市中央区下落合6丁目1番18号</p> <p>5 落札金額
37,590,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札</p> <p>7 入札の公告を行った日
平成20年7月18日</p> |
|---|--|---|--|

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生栗橋線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧 A	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地从先から同町大字北下新井字野中一九六番一地从先まで	五・五〇〃	六・五〇	一一七・〇〇	
新 A					
新 B	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地从先から同町大字北下新井字野中一九八番一地从先まで	八・五〇〃	九・五〇	七九・三〇	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十号

一 号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

南 沢 郁 一 郎

二 検査済証番号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

平成二十年十月十七日

平成二十年十月十日

平成二十年十月十日第二十三号

号)第二十六条第三項の規定により、次

埼玉県行田県土整備事務所長

指令行整第一九〇〇七三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字下崎字道南一九

〇二一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字下崎一九

〇二一一 岡田 道夫

埼玉県久喜市栗原二丁目八番地五六
コーポラス・トネC二〇二 岡田 正道

~~~~~

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年九月二日

指令杉整第二〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月七日

杉整第九七五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字才羽一三二二一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字才羽一三二二番

地

松本 厚

~~~~~

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年五月二十七日

指令杉整第二〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月十日

杉整第一〇〇二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字浅間前三二二一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町倉松一丁目一五番八号

号

志賀 智美

~~~~~

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年八月二十七日

指令杉整第二〇〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月十日

杉整第一〇〇三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字目沼字前一四六一九、一四六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字目沼一四六番地

九

柏原 孝一

埼玉県教委告示第四十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年十月十七日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年十月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他

~~~~~

埼玉県選管告示第百十六号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程(平成五年埼玉県選管告示第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「証明書を」の下に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第五条第一項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第二条第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し」に改め、「当該証明書のほか」を削る。

別記第一号様式その一中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改め、同様式その一備考2

中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式その一備考2の次に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。)

別記第一号様式その二及びその三中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改める。

別記第二号様式その一中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改める。

別記第三号様式その一中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改める。

別記第四号様式その一中

燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認申請金額 円

「備考3」を「備考4」とし、「同様式その一備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届

出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

別記第二号様式その二及びその三中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改める。

別記第三号様式その一中

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」を

「(あて先) 埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様」に改める。

別記第四号様式その一中

燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認金額 円

「備考3」を「備考4」とし、次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

別記第四号様式その一中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その一備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その一中「使用する」を「使用した」に改める。

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給年月日	燃料供給年月日	燃料供給年月日
平成 年 月 日		平成 年 月 日		

同様式その一備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第七号)第十三条第一項第四号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて」を加え、同様式その一備考4を同様式その一備考5とし、同様式その一備考3を同様式その一備考4とし、同様式その一備考2を同様式その一備考3とし、同様式その一備考1を同様式その一備考2とし、「証明書」

の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その二備考2を同様式その二備考4として、同様式その二備考1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第五号様式その三中「使用する」や「使用した」にのみ、同様式その二備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第六号様式中「作成する」や「作成した」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第七号様式その一中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第七号様式その一中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第七号様式その一中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第七号様式その一中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別紙その二(2)備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第七号様式その二及びその三中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第七号様式その二及びその三中「(あて先) 埼玉県知事 氏 名 様」にのみ、同様式備考一中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二―(代表)	県	埼玉県選挙ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇―(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	---	---	-----	--